

逐条解説 甲武信ユネスコエコパークロゴマークの使用に関する要領

1 甲武信ユネスコエコパークとの関係性

第3条第2号の甲武信ユネスコエコパークとの関係性については、一定期間事例を積み上げ、「甲武信」ブランド推進ワーキンググループにおいて別に基準を定めることとします。なお、市町村は、できる限り申請させる前に事務局へ事前相談をしてください。

2 ロゴマークの使用の必要性

第3条第4号に該当する者として申請させる場合は、市町村は、第4条第4項の副申の際に、必要性について記載してください。なお、市町村は、できる限り申請させる前に事務局へ事前相談をしてください。

3 市町村の経由事務

第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、市町村は当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがあるときは、申請者に補正させた上で副申してください。

4 使用媒体

第6条の例示としては、甲武信ユネスコエコパークに関係する次のものとします。

- (1) 環境保全活動・エリア紹介をする新聞記事、雑誌、チラシ、パンフレット、ホームページ、名刺等での広告及び広報
- (2) 記念式典、催事、セミナー等での掲示
- (3) 標識、看板
- (4) 登録エリア内で生産・製造された商品又は主原料が登録エリア内において生産された商品及びそのパッケージ、商品等の広告

5 承認基準

第7条第1号の甲武信ユネスコエコパーク推進協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる場合とは、ロゴマーク使用者が消費者等から問合せがあった場合に、甲武信ユネスコエコパークの理念やロゴマークを使用する理由を適切に説明できない場合等が考えられます。

第7条第3号の甲武信ユネスコエコパークに対する誤った認識を生じさせる場合とは、ロゴマークをパッケージ等に使用した商品の品質について、甲武信ユネスコエコパークが保証していると誤解を与えかねない場合等が考えられます。

6 使用条件

第7条第3号の使用条件は、申請内容に応じて付すこととしますが、第3条第2号の利用者に対しては、次の条件を必ず記載することとします。

- (1) ロゴマークは商品の品質を保証するものではないため、誤解を与えるような表示をしないこと。

(2) 商品名を変更する場合、又は小売価格を申請に記載した価格から増減 20%を超えて変更する場合は、再度使用申請書(様式第1号)を提出し、使用承認を受けること。その際、最初の申請時と変更がない添付書類は省略することができる。変更額が増減 20%以内の場合は、使用定期報告書(様式第5号)3使用状況に変更額を記載すること。

7 メッセージの付記

第8条のメッセージは、「この〇〇(商品)は、甲武信ユネスコエコパークで活動(生産・製造)しています。」等とします。なお、個々に表示することが難しい場合には、例えばキャプションを掲示することや外箱等に表示することができるものとします。